## 令和6年度 工賃向上計画書

事業所(施設)名	よるべ会 コスタ二宮					事業	T業種別 就労継続B型事業所						
	前々年度(令和4年度)実績					前年度(令和5年度)実績							
平均工賃の推移	期	上半期	下半期	7半期 通期			期	上半	期	下半期		通期	
	月額			23	474	F	額					23388	
	時間額			2	22	時	間額					238	
平均工賃の目標	今	年度(令和	6年度)目				令和7年度以降の目標						
	期	上半期	下半期	通	通期		期		令和7年		令和8年		
	月額			23300		F	月額 2360		23600	23900			
前々年度と比較 した前年度の工 賃支給状況	支	(()	(○) 増加傾向			横ばレ	傾向	(	) 減少	少傾向			
	延べ工賃支払対象者		<del>-</del> ( )	( )増加傾向		$(\bigcirc)$	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
		務時間数		増加作		$(\bigcirc)$			(		少傾向		
	平均	月額		増加傾向		(0)			(		少傾向		
	工賃	時間額		増加値	頃向	$(\bigcirc)$	横ばい	`傾向	(	) 減少	少傾向		
前年度の作業種 目及び収入実績	作業種目			前年度収 入額		j	傾向						
	受託加工		-	千円		%							
	自主製造・販売		20055	20055千円		%				増加			
	仕入・販売			千円		%							
	飲食			千円		%							
	サービス			千円		%							
	他 ( )			千円		%							
   前年度に工賃向	合計 千円 100% コロナウスルスが5顆トカル イベントでの販売の機会が増え、宣伝効果とな									nt曲t たdiv			
上に効果を上げ	コロナウィルスが5類となり、イベントでの販売の機会が増え、宣伝効果もあり収入増加につながった。また営業努力を行い、新規取引や個別の顧客が少しではあるが増加した。												
た具体的な事項		しかし物価高騰による原材料や経費などの支出増加もあり、効果的とは言い難い。											
工賃向上のために クリアしなければ ならない課題事項 (複数回答可)	( ) 販売品に魅力がない ( ) 販売品種が少ない												
	(○) 販売先が限られている ( ) 立地条件が悪い												
	( ) 受注単価が安い (○) 多量の注文が受けられない												
	( )他事業所とのネットワークがない												
	(○)職員の作業負荷増大 ( )利用者の作業負荷増大												
	( )職員のコンセンサス ( )利用者特性												
	( ) その他 ( )												
計画している 改善策 (複数回答可)	( ) 品質の向上 ( ) 販路開拓 ( ) 新商品開発												
	( )他事業所とのネットワーク化 (○)内部努力 (○)作業種目の見直し (○)職員の意識啓発												
				¥ ~ D	4年1年1年	か幺	<del>h</del> n	(())	職員	₹の恵	識啓発		
	()神奈川県工賃向上支援事業への積極的な参加												
工賃向上のために 各年度に取り組む 具体的方策	( ) その他 ( ) 令和6年度:現在の商品の値上げを実施する。製品の生産量や製造コストや原材料の価格												
	令和 6 年度:現住の商品の値上げを美麗する。製品の生産重や製造コストや原材料の価格   を見直して、全体の支出を抑える意識を高め、経営安定につなげる。工賃向上につながる												
	を見直して、生体の文面を抑える息蔵を高め、経営女正につなける。 工員向上につなかる 情報収集。他事業所との協力体制を模索する。												
	令和7年度:施設外支援の機会を増やし工賃向上に繋げる。将来的に大量生産に対応でき												
	るように現状を見直し課題を抽出し、計画的な改善につなげる。二宮町地の域社会や一般												
	企業とのつながりを強化する。												
	令和8年度:経済情勢に合わせた、値上げほかの検討を行う。												
	大量生産にむけた、具体的な生産量確保の為の設備や人的資源などの計画を継続的に行う。												
	商品のブ	ランド化を	強化する。										

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(令和6年3月29日付け障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抜粋)